

令和 4 年（2022 年）3 月 23 日
吹田市 健康まちづくり室

健都ロゴ等商標登録に係る調査結果報告及び今後の方向性

1 これまでの経緯

①「健都」という名称に関する法的権利を得て、他の自治体等で同様の名称によるまちづくり・都市開発が行われることを牽制すること、②「健都」のブランド力を高めることを目的に、健都クラスター推進協議会構成員のうち、健都立地研究機関及び地元自治体の 5 者（国循、基盤研、大阪府、摂津市、吹田市）で健都シンボルマークの商標登録（第 3 6 類：金融、保険、不動産及び第 4 1 類：教育、娯楽、スポーツ、文化の 2 類）を目指すこととした。

2 調査結果の概要

令和 3 年 11 月に、プラットフォーム構築支援業務委託事業者を通じ、特許事務所に商標登録の可能性等の調査を依頼。令和 4 年 1 月 11 日に以下のとおり報告があった。

なお、特許庁の審査において、新たに登録しようとする商標と、既に登録されている商標との類否は「外観」、「称呼」、「観念」の 3 つの要素を総合的に判断するとされているが、「称呼」が類似するものは類似すると判断される傾向にある。

対象文字・図形	分類	登録可能性	備考
	第 36 類 第 41 類	20%程度	「KENTO」の文字部分にも注目された結果、既存の商標と類似することを理由に拒絶される可能性が高い。
健都	第 36 類	30%程度	「建都」登録あり
KENTO	第 36 類	10～20%程度	アルファベットは特に類似と判断される
健都	第 41 類	30%程度	 建都 ケント KENT 登録あり
KENTO	第 41 類	10～20%程度	アルファベットは特に類似と判断される

3 今後の方向性

上表にあるように、登録可能性はどの対象においても 30%以下と低くなっており、登録するのは困難であると考えられるため、出願を見送ることとした。